（地方自治法の一部改正）

3　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）	第五条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第一項、第九条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（地方財政法の一部改正）

4　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十九　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

総務大臣　原口一博
財務大臣　菅　直人
文部科学大臣　川端達夫
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十九号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　子ども手当の支給（第四条―第十六条）
第三章　費用（第十七条・第十八条）
第四章　児童手当法との関係（第十九条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第三十三条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

（受給者の責務）

第二条　子ども手当の支給を受けた者は、前条の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

（定義）

第三条　この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2　この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

第二章　子ども手当の支給

（支給要件）

第四条　子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

一　子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

二　父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

三　子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

2　前項第一号又は第三号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

（子ども手当の額）

第五条　子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とする。

（認定）

第六条　受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2　前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給及び支払）

第七条　市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2　子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わる。

3　受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4　子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

（子ども手当の額の改定）

第八条　子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2　前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3　子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

（支給の制限）

第九条　子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条　子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十七条の規定による届出をせず、又は同条第二項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

（未支払の子ども手当）

第十一条　子ども手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護していた子どもであった者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。